

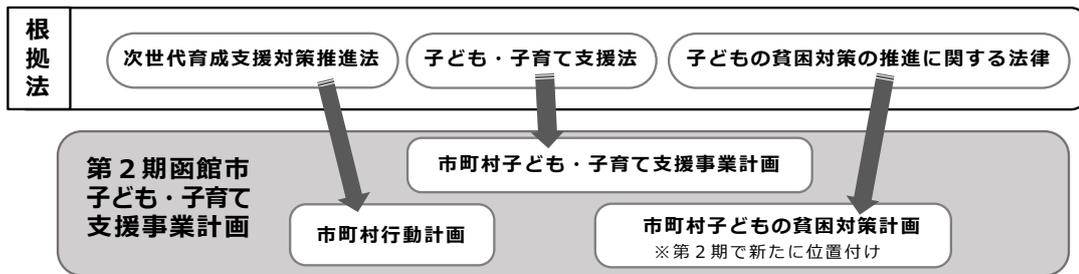
第3期函館市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 要旨

本市の子ども・子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定した「第2期函館市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度(2024年度)で終了することから、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間を計画期間とする第3期計画の策定に着手する。今年度(令和5年度)は、市民へのニーズ調査を実施し、来年度(令和6年度)に計画の策定を行う。

なお、令和5年4月1日に施行されたこども基本法において、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定するよう、努力義務が課されたことから、令和5年秋頃に閣議決定される予定のこども大綱の内容や国・北海道の動向を注視しながら、今後の対応について検討する。

2 第2期函館市子ども・子育て支援事業計画について



この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」双方を一体のものとして策定しているとともに、「函館市子ども条例」に基づき、子どもや子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画として位置付けている。さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」としても位置付けている。

① 市町村子ども・子育て支援事業計画 [義務]

保育園等の提供体制および地域子ども・子育て支援事業(13事業)の提供体制について、現在の利用状況や今後の利用希望を踏まえて「量の見込み」(需要)を設定し、利用定員の整備目標を「確保方策」(供給)として計画する。

② 市町村行動計画 [任意]

次代の社会を担う子どものための各種施策の内容や施策目標を設定する。

③ 市町村子どもの貧困対策計画 [努力義務]

子どもの貧困対策に関する各種施策の内容や施策目標を設定する。

3 第3期計画に新たに加える要素について

(1) 子どもの意見反映について

こども基本法において、子どもの意見の反映に係る措置を講ずることを地方自治体に対し義務づける規定が設けられたことから、本市においては、子ども・子育て会議や子ども

会議，ニーズ調査などで子どもや若者から意見聴取を行い，子どもや若者の意見を踏まえた計画策定を行う。

(2) ヤングケアラーに対する支援について

今年度，ヤングケアラーとその家族を支えるための実態調査を予定しており，その結果を踏まえた新たな施策を盛り込む。

4 令和5年度ニーズ調査について

資料4 ニーズ調査対象（案）について

資料5 ニーズ調査項目（案）について

5 ニーズ調査および計画策定スケジュールについて

資料6 ニーズ調査および計画策定スケジュールについて